

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 2月23日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県教育委員会規則第 4 号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(休業日)</p> <p>第13条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 校長は、前条第 3 項の規定により学年を 2 学期に分ける場合には、前項各号に掲げる休業日のほか、9月25日から10月7日までの間において、<u>秋季休業日を定めることができる。この場合においては、前項第 3 号から第 6 号までに掲げる休業日の期間を変更し、その変更後の休業日の通算日数と秋季休業日の日数との合計日数が、変更前の休業日の通算日数を超えないようにしなければならない。</u></p> <p><u>3～7</u> 略</p> <p>(特別支援学校の入学等の特例)</p>	<p>(休業日)</p> <p>第13条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第 1 項の体験的学習活動等休業日（第 3 項において「体験的学習活動等休業日」という。）校長が定める日</u></p> <p>2 校長は、前条第 3 項の規定により学年を 2 学期に分ける場合には、前項各号に掲げる休業日のほか、9月25日から10月7日までの間において、秋季休業日を定めることができる。</p> <p><u>3 校長は、体験的学習活動等休業日又は秋期休業日を定める場合においては、第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる休業日の期間を変更することができる。これらの場合においては、変更後の休業日の日数の合計が、第 1 項第 1 号から第 6 号までに定める休業日の日数の合計を超えないようにしなければならない。</u></p> <p><u>4～8</u> 略</p> <p>(特別支援学校の入学等の特例)</p>

改正前	改正後
<p>第36条 特別支援学校の小学部又は中学部の入学、編入学又は転学については、第19条から第21条までの規定にかかわらず、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条から第6条の4まで及び第14条から第16条までに定めるところによる。</p>	<p>第36条 特別支援学校の小学部又は中学部の入学、編入学又は転学については、第19条から第21条までの規定にかかわらず、学校教育法施行令第5条から第6条の4まで及び第14条から第16条までに定めるところによる。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。